

〇尼崎市工事請負に係る最低制限価格の設定に関する要綱

平成 23 年 4 月 12 日

最終改正：令和 8 年 4 月 1 日

(この要綱の趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長が工事の請負を一般競争入札又は指名競争入札に付する場合における尼崎市契約規則（昭和 4 1 年尼崎市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 1 4 条の 3 第 1 項（規則第 2 2 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(設定対象)

第 2 条 前条の最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）は、工事の請負に関する契約でその予定価格（規則第 1 4 条第 1 項（規則第 2 2 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により定められる予定価格をいう。以下同じ。）（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が 2, 0 0 0, 0 0 0 円を超えるもの（市長が特に認めるものを除く。）について設けるものとする。

(算定方法等)

第 3 条 最低制限価格は、別表の工事種別欄に掲げる工事の区分に応じ、次の各号に掲げる額の合計額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。また、その額が、最低制限価格を設けようとする工事の請負について定められた予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「対象予定価格」という。）に 1 0 0 分の 9 2 を乗じて得た額を超える場合にあってはその乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）、当該対象予定価格に 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額に満たない場合にあってはその乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。））に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。

- (1) 対象予定価格の算定の基礎として用いられた設計図書等（以下「基礎資料」という。）における直接工事費に相当する額に 1 0 0 分の 9 7 を乗じて得た額
- (2) 基礎資料における共通仮設費に相当する額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額
- (3) 基礎資料における現場管理費に相当する額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額
- (4) 基礎資料における一般管理費等に相当する額に 1 0 0 分の 6 8 を乗じて得た額

2 前項第 1 号の直接工事費、同項第 2 号の共通仮設費、同項第 3 号の現場管理費及び同項第 4 号の一般管理費等の用語の意義は、公共建築工事積算基準（平成 1 5 年 3 月 3 1 日国営計第 1 9 6 号）その他市長が別に定める基準による。

3 市長が第 1 項の規定によることが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、最低制限価格は、対象予定価格に 1 0 0 分の 7 5 から 1 0 0 分の 9 2 までの範囲内において市長が定める数値を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とすることができる。

(施行の細目)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項及び第3項の規定において、平成31年9月30日以前にすべての課税資産の譲渡等を行う工事における適用については、これらの規定中「110」とあるのは「108」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)				
積算の種別	直接工事費に相当する額	共通仮設費に相当する額	現場管理費に相当する額	一般管理費等に相当する額
一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)	【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】
一般工事	【直接工事費(営繕基準)】×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×1/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
建築工事、 建築設備工事	【直接工事費(営繕基準)】×8/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×2/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
昇降機設備工事その他の 製造部門を持つ専門工 業者を対象とした工事	【直接工事費】	【間接労務費】	【現場管理費】	【一般管理費等】
鋼橋製作の工場製作	【直接製作費】+【直接工事費】 ただし、 【直接製作費】=「機器単体費」×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】=「機器単体費」×1/10	【工場管理費】+【現場管理費】 +【機器間接費】 ただし、 【工場管理費】=「機器単体費」×2/10	【一般管理費等(機器単体費)】 +【一般管理費等(工事費)】 ただし、 【一般管理費等(機器単体費)】=「機器単体費」×1/10
土木(電気)	【工場塗装費】+【材料費】+【製作費】 +【直接工事費(架設)】 ただし、 【材料費】+【製作費】=「鉄塔製作費」 ×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】=「鉄塔製作費」×3/10	【工場管理費】+【現場管理費】 ただし、 【工場管理費】=「鉄塔製作費」×1/10	【一般管理費等】
鉄塔・反射板工事	【直接製作費】+【直接工事費】	【間接労務費】+【共通仮設費】	【現場管理費】+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【一般管理費等】
土木 機械設備工事	【機器費】×6/10+【直接工事費】	【機器費】×1/10+【共通仮設費】	【機器費】×2/10+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【機器費】×1/10 +【一般管理費等(工事費)】
下水道 電気設備工事、機械設備工事				

予定価格内訳書

工事名

工事名(ここに工事名を入力してください)

1	直接工事費相当	¥0
2	共通仮設費相当	¥0
3	現場管理費相当	¥0
4	一般管理費等相当	¥0
	計	¥0

積算種別(別表対応):

1

一般土木

算出用内訳

直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費等	
直接製作費	
間接労務費	
工場管理費	
据付間接費	
設計技術費	
機器費	
機器単体費	
工場塗装費	
鉄塔製作費	
機器間接費	

No.	積算種別	工事区分例
1	一般土木	土木, 鋼構造, とび, 舗装, 造園
2	土木(電気)一般	電気(防災無線など)
3	土木(電気)鉄塔	
4	土木(機械設備)	
5	建築(一般)	建築, 防水, 塗装, 建築設備(電気・管)
6	建築(昇降機・専門)	エレベーター
7	下水道(電気・機械)	下水プラント
8	鋼橋製作(工場製作)	

予定価格内訳書

工事名

工事名(ここに工事名を入力してください)

1	直接工事費相当	¥0
2	共通仮設費相当	¥0
3	現場管理費相当	¥0
4	一般管理費等相当	¥0
	計	¥0

③合計額が設計金額に一致するか確認してください。
(積算種別に「1」以外を選択した場合、1～4の各項目の額は、設計書上の各項目の額とは一致しませんので、ご注意ください。)

積算種別(別表対応):

1

一般土木

算出用内訳

直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費等	
直接製作費	
間接労務費	
工場管理費	
据付間接費	
設計技術費	
機器費	
機器単体費	
工場塗装費	
鉄塔製作費	
機器間接費	

右側の欄に②上の積算種別欄に1～8の数字を入力すると、内訳算出に必要な項目が赤色に着色されますので、設計書から金額を拾い、着色した欄の右側に入力してください。

①下表のNo.1～8のうち、どの積算種別になるか選択して、このセルに入力してください。

No.	積算種別	工事区分例
1	一般土木	土木、鋼構造、とび、舗装、造園
2	土木(電気)一般	電気(防災無線など)
3	土木(電気)鉄塔	
4	土木(機械設備)	
5	建築(一般)	建築、防水、塗装、建築設備(電気・管)
6	建築(昇降機・専門)	エレベーター
7	下水道(電気・機械)	下水プラント
8	鋼橋製作(工場製作)	